

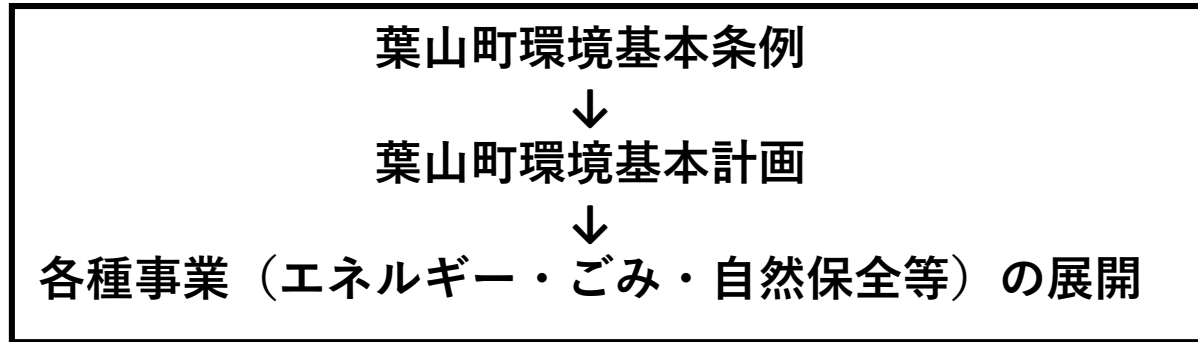
環境基本計画の改定について

令和2年1月16日

環境課

環境基本計画とは

■国や地方自治体の環境保全に関する基本的な計画。環境基本法に基づいて国は策定。内容・スキームもそれに倣う、整合性をとる様な形で各自治体（葉山町）も環境基本条例を制定し、条例に基づいた計画を策定している。



葉山町環境基本条例（抄）

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び町民の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、葉山町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

■定期的な見直し・更新がある。国では1994年の最初の計画から約6年に1回改訂があり、2018年に第5次計画を策定。

■葉山町では2011年に策定した計画（10年計画）が2021年4月に更新の時期を迎えている。そのため今年度（2019年）と来年度（2020年）を策定作業に充てる必要がある。

現行計画の総括

■基本目標1 人と自然が豊かにふれあえる健全な自然環境の保全

(施策の方針：森林・水辺地の保全、動植物・生態系の保全など)

➤大きな変更点、数値の変化は見られないものの、私有緑地・里山の整備不全や、外来生物・有害動物の繁殖などが課題となっている。

■基本目標2 健康に暮らせる良好な生活環境の保全と潤いと安らぎのある快適な環境づくり

(施策の方針：景観確保、大気・水質・土壌汚染防止、騒音・振動・悪臭防止など)

➤「環境問題」となるような大きな課題はないものの、住民・事業者間、住民同士の日常生活内の「環境トラブル」が絶えないのが現状である。

■基本目標3 資源やエネルギーを有効利用する循環型のまちづくり

(施策の方針：ゼロウェイスト推進・廃棄物適正処理・エネルギー有効利用など)

➤H26年の戸別収集開始以降、一般家庭から出るごみの排出量は減るとともに、再資源化が進んでいる。今後は近隣市と連携しながら、ごみの共同処理に向けた手続きを進めていく。

➤地球温暖化対策の一環として、再生可能エネルギー推進の取組を行ってきた。今後も、この取組を継続するとともに、より環境負荷の小さいエネルギー媒体や技術について、調査研究に努める必要がある。

■基本目標4 協働と連携で進める環境保全

➤緑地整備・ゼロウェイストなど各方面で協働化が進む一方で、関係者の高齢化・担い手不足等が課題になっている。

現行計画の現状・課題（内容・構成）

■現行の環境基本計画

内容・構成は計画の基本形を踏襲している

↓しかし・・・

■現状・課題

●「コンパクト・分かりやすい」とは言えない

内容が細部にわたり、文章量が多くわかりやすい・読みやすいものとなっていない

●「みんなでつくった」感が乏しい

実施主体である町民・事業者・滞在者の意見・視点が見えづらい

●もっと計画を有効活用したい

葉山町は環境を資源・魅力に考える人が多い。計画の作成が「目的」になるのではなく、計画そのものを町の魅力の発信・アピールする「手段」としたい。

あたらしい計画のコンセプト

1

分かりやすい

より良い環境づくりは、「みんな」で取り組むことが絶対条件。よって、大人だけではなく葉山の環境の将来を担う子どもにも分かる・読める必要がある。

2

コンパクト

環境問題のトレンド・社会情勢の変化に対応し、最新の知見を盛り込んだ上で、やりたい（目標）・やるべきこと（施策）が必要十分かつ簡潔に書かれている。

3

親しみやすい

どんなに良い内容でも、読まれないと意味がない。よって、当計画に多くの人々が親しみ・興味を持ち、関わる工夫をする必要がある。その上で環境に対する理解を深めるとともに、町の魅力の創造・発信にまで繋げたい。

まとめ

■あたらしい計画のコンセプト

「わかりやすい」「コンパクト」「親しみやすい」計画

■あたらしい計画の内容・構成

基本的・オーソドックスな内容・構成だが、今の計画をより分かりやすく、コンパクトにしたい。

⇒まとめ方・見せ方を工夫したい。

■審議会運営

来年度4回開催し、最後の審議会では答申をいただく。